

喜多方市議会決算特別委員会会議録

令和5年10月16日（月曜日）

【文教厚生常任委員会所管分】

○五十嵐吉也委員長 次に、文教厚生常任委員会所管分について行います。

ご質疑ございませんか。

十二村秀孝委員。

○十二村秀孝委員 それでは、山都町木曾地区防火水槽汚泥排出業務委託料について、遠藤市長に防火水槽の考え方についてお伺いしたいと思います。

まず、私の認識なのですが、防火水槽の水、原水は、通常水道水なり、地下水なり、きれいな水をためておくという認識でございましたが、今回自然水利を利用した防火水槽ということで、前の質疑の中では山都地区に66か所防火水槽があるということでお聞きしました。その中で、自然水利を利用した防火水槽というのは実際何か所あるのかという部分について、まずはお伺いしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 山都町管内におきましては、把握している防火水槽につきましては、67か所あり、そのうち50か所が自然水利を利用しております。質疑の中で、数字が若干違っていたようなことがございますので、数字的な部分については、市民部長から補足説明で答弁させていただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 永井市民部長。

○市民部長（永井輝彦君） それでは、今ほどの山都町管内の把握している防火水槽について、文教厚生常任委員会所管事項の審査の中で66か所と申し上げたところでございますが、67か所の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。おわびして訂正申し上げます。

○五十嵐吉也委員長 十二村秀孝委員。

○十二村秀孝委員 分かりました。67か所中、50か所、非常に多いなと思います。

それらを踏まえまして、次の2番目の堆積土砂の排出作業についてお伺いしたいと思います。今回は業者によって搬出を業務委託したということですが、通常であれば、地元消防団で、こういった堆積土砂の排出作業をしているということで聞いております。時代背景の中で、水道が布設される前に万が一の火災の際の水利ということで防火水槽を設置したということは十分理解できますし、それから今現在に水道が布設されて消火栓ができたりということで、そういった流れになっていると思いますが、現在消防団員も人員が不足している状況でもありますし、そういった作

業を消防団員に全て任せると。それも管内に50か所あるということであれば消防団員の負担が大変大きいと思います。万が一の火災、有事の際に、土砂が堆積していることで防火水槽が使用できないということであれば意味がありませんので、年次的な計画でも結構ですので、そういった改善をすべきだと。防火水槽がどうしても必要だという地区もあると思いますし、しっかりと調査をして、必要な場所、消火栓で十分対応できる場所、そういったことを調査した上で、年次的に改善すべきだと私は思っていますが、遠藤市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 堆積土砂の排出作業についてお答えをさせていただきます。

堆積土砂の排出につきましては、従来までフレコンバッグに積み込みまして消防団員がこれを行い、搬出は業者へ委託で行いましたが、令和4年度までは防火水槽の管理は出動手当の対象外であったため、消防団員への出動手当については支給しておりませんでした。

しかしながら、令和5年度に消防団員の出動報酬については、改定をご承知のように行いました。この中で、水利点検等の作業につきましても、支給の対象としたというような形で、今年度は対象とさせていただいた次第であります。

崇高な使命の中で、自らの地域は自らが守るという責任感を持って、それぞれの市民の安全・安心を確保していただいている、第一線でご尽力をいただいているわけでありますので、ただいまお話ありました、今度は消火栓も、水道が通水したというようなことも含めて、従来の自然水の防火水槽も点検しながら整理していったらよいのではないかというふうなご提言かと思いましたがけれども、これらについても、今、様々な安全・安心が行政の最大の重要課題でありますので、そういったことも含め、中山間地における高齢化が進行している状況もありますので、しっかりと提言を踏まえながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 十二村秀孝委員。

○十二村秀孝委員 ありがとうございます。

ぜひ、地域の安全・安心のために実行していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

遠藤吉正委員。

○遠藤吉正委員 それでは、私もこれまで令和4年度の決算について個別審査、質疑を行ってまいりましたので、それを踏まえて市長のほうに総括質疑をさせていただきたいと思います。

質疑の前提として、先ほど総務常任委員会所管事項の中で、菊地副委員長のほうからありましたように、令和4年度における本市の財政状況でありますけれども、経常収支比率が、これ実は令和4年の5月に示された中期財政計画においては91.1%だったのですね。結果的に令和4年度の最終

的な経常収支比率が98.2%と極めて高く、財政の硬直度がかなり進行したということでした。

質疑の中で、監査委員の意見書を踏まえまして、財政課長にいろいろ質疑させていただきまして、監査委員の方の出席を求めて分析なり原因についても伺いましたが、先ほどの答弁の中でもありましたように、義務的経費が多いということは当然ですけれども、歳入が減って歳出が増えたということが大きな要因であり、国の交付税等の依存財源が減少した。特に、自主財源、今後は当然歳出を減らして自主財源を増やして財政の健全化を図るべきではないかという観点から今回の質疑をさせていただきます。

1つ、高齢福祉施設についてあります。

これは夢の森、いきいきセンター、総合福祉センターがありますけれども、令和4年度の利用料金とか、施設管理費等を見ますと、コロナ禍もあったのですが、多少利用人数は増えているものの、やはり修繕とか改修費用、また指定管理委託料、特に光熱水費が著しく増えておりますので、今後やはりここら辺の見直しは必要かと思います。

ただ、どうしても利用料金は条例で決まっているものですから、所管課としてはそこはなかなか難しいのですが、これは後で保養温泉のほうにも行きますけれども、令和4年度の決算を踏まえてこれから議論していく中で、ある程度改正には時間がかかると思うのですね。特に、一つの例として塩川のいきいきセンターであります。ここは70歳以上の方は無料になっているのですね。ところが、これは市内・市外関係なく無料ということで、そういった意味で市民の福祉という部分は理解できるのですが、市外の方々については、ご承知のように周辺の温泉施設が閉鎖されたり、塩川という立地条件、好条件によってかなり増えているということでありました。特に、これは一つの傾向ですけれども、有料の方のほうの約2割が市外ではないかというふうな答弁をいただきまして、多分、恐らく無料の方はもっと割合的には多いのではないかと思います。

10年前に議会から市有温泉施設等に関する検討委員会の意見書が出ておりますけれども、例えば平成24年と比べますと、当時いきいきセンターは1万9,000人の入り込みで550万円の利用料金が入っておりました。そして、令和2年にこの利用料金が半額になったのですね。400円が200円になったこともありますけれども、令和4年度は3万6,000人入っているにもかかわらず250万円ということで、かなり金額が少ないものですから、そういった意味で、いろいろありまして、今後のことを含めると、やはりこの利用料金については根本的な見直し検討すべきかと思いますが、そこら辺についてお答えいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 利用料金の見直しについてであります。利用料金につきましては、福祉施設としての性格上、低廉な料金設定としているところであります。議論されたということで委員申されましたけれども、令和元年度に利用料金の見直しを行い、令和2年度の料金改定から3年しか

経過していないというような状況、さらには昨今の社会情勢や経済動向を鑑みますと、収入はあまり変わらず、いわゆる物価や燃料費が高騰している状況にあります。

このため、福祉施設の利用料金値上げについて、現時点においては、市民のご負担であるということですので、なかなか困難ではないかなと思います。

しかしながら、やはりタイムリーに、自主財源の課題についてもお話ありました。生活困窮されている方についても、その減免措置もそれぞれ対応しているわけでありますけれども、やはり市民の皆さん方の福祉施設としての性格がある上は、なかなか厳しい状況ではないかなと思っております。

しかしながら、塩川町のいきいきセンターについては、いろいろな制度があったという点で他の地区からも来られているのではないかなと推測をされるわけであります。特に、会津坂下町の町営の施設が廃止したことに伴い、周辺の方々が多く来ておられるというふうなことも耳にするわけでありますので、こういった市民の方々以外についても、やはり検討しなければならないのではないかなと思います。繰り返しますけれども、福祉施設という立場からなかなか収入が見込めない高齢の方々等も含めたご利用についての料金値上げというのは、非常に私としては厳しいのではないかと。ただ、段階的に対応していくということも必要ではないかなと思いますので、ただいま委員からご提言をいただきましたので、これらについての実態も含めて検討させていただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 遠藤吉正委員。

○遠藤吉正委員 利用料金と施設管理経費については分かりました。

施設の課題も含めてですけれども、先ほど言いました塩川のいきいきセンターについては、実際にかかなり混み合っていて、市外の方も増えたということで、さっき言いました市民の福祉という部分であればそれは理解できるのですが、市外の方の無料化ということも含めて、やはりここは実態をまず確認いただいて、今後どうすべきかということはぜひ議論いただきたいと思います。

施設の課題についてもありますけれども、ご承知のように、夢の森と福祉センターはできてからもう既に29年が経過しております。いきいきセンターも23年ということで、老朽化もありますし、今後、さっき言いましたように利用料金とか、維持管理費を含めまして、現在の指定管理の委託が実は令和6年までなので、多分今回の令和4年度の決算審査がある程度反映されるとなると、恐らく令和7年ぐらいからになると思うのです。そういう中で、これから指定管理の議論もありますけれども、その中で、さっき言いましたように3年過ぎましたけれども、ご承知のように取り巻く環境というのは、かなりのスピードで変化してきています。特に原油高騰、物価高騰、また賃金です。ですから、指定管理の委託料というのはさらに増えることが予想されるので、確かにその料金については3年しか過ぎていませんけれども、取り巻く環境はもう大きく変わってきていると思います。それを踏まえて、令和7年度からの指定管理を進めるのであれば、その中で、利用料金で

あるとか、施設の在り方についてご検討いただきたいと思うのですが、答弁をお願いいたします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 高齢者福祉施設等も含めて、いわゆる委託している部分についてのご質疑だと思います。

オープンから相当年数が経過をしていることから老朽化が進み、維持管理費が増大している課題がございます。施設の維持管理費につきましては、中期財政計画に計上し、計画的な改修を行うとともに、改修費がかさむ空調設備の更新工事など、各施設が各年度に行う改修事業の平準化に引き続き努めるとともに、指定管理者との契約も先が見えてまいりましたので、連携しながら利用の向上に、利用向上があればペイするものだと思います。ですが、会津坂下町の例を申し上げましたけれども、民間にオープンにしても担ういわゆる指定管理者がなかなか見つからないという状況で、本市も恐らくそういう状況になってきているのではないかなと思います。まさに市民の皆さんが快く利用していただいて、リフレッシュして体を休めながら、次の仕事に行けるような、そういった場にしてまいりたいと思いますし、しっかりと施設管理者とも連携しながら、ある意味では施設管理者との協議もしながら、物価高騰とか、燃油高騰等についての協議もし、今の補正予算でも検討いただきご議決をいただいたこともあるわけでありますので、こういったことをしっかりと、今までとまた違った大きな流れが出てきているということで、検討させていただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

菊地とも子副委員長。

○菊地とも子副委員長 それでは、子育て世代包括支援センターの件について質疑させていただきます。

相談件数なのですが、年々増えている現状で、電話の相談も令和3年度に比べてもう200件ぐらい増えているのですよね。この相談件数が多くなったというのはそれぞれ皆さん本当に悩みが多いのだなと。相談できる場所があるというのはすごくうれしいことなのですが、電話相談がこんなに多いのかとちょっとびっくりした面もあります。この相談をする場所なのですが、今設置してある場所が手狭ですごいごちゃごちゃしていて、もうこういうデリケートな時期の人ですので、やはりそこで相談するのは苦痛なのではないかなという思いがありました。なので、ゆったりとした環境が必要だと思うのですよ。子供がいる場合は子供と一緒に行って、子供を遊ばせながら相談できる、そういう場所を設けなければいけないと思っております、改善が必要だと思うのですが、その辺について市長はどのようにお考えなのか伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 子育て世代包括支援センターについての役割は、妊娠初期から子育て期にわ

たり、保健師等専門職が相談に応じ、関係機関との協力を得ながら切れ目のない支援を提供することとあります。ご承知のとおりであります。

子育て世代包括支援センターは、社会福祉課内に設置されており、様々な悩みを持った方々からの相談を受けております。相談のしやすい雰囲気の醸成やプライバシーに配慮した環境整備は、利用者とのつながりに大きく影響するため、とても重要であると認識をしております。

現状では、来庁相談時、あるいは相談室の利用や窓口について立てを設置してプライバシーの配慮を行うとともに、必要に応じてアイデミきたかた内の相談室での対応も実施できるように環境を整えております。

また、家庭訪問や子どもステーションで、出張相談など積極的に対象者がおられる場所に出向いて必要なサービスや情報提供をする活動を行っております。

設置場所につきましては、アイデミきたかたの建設時にもいろいろと検討させていただいた経過があり、出生届時等に様々な手続きをワンストップでできる本庁舎が利用者にとっても最も利便性が高いために、現在の場所になっているところでございます。

令和6年度には、子育て世代包括支援センター機能と子ども家庭支援拠点機能を併せ持つこども家庭センターの設置が努力義務化されておりますので、国のガイドラインによりまして設置に向けた体制整備を行うとともに、設置場所についても、現在の場所を基本としながら再度考慮してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 菊地とも子副委員長。

○菊地とも子副委員長 私は女性ですので、経験しておりますので、本当に安心して相談できる環境をしっかりとつくっていただきたいと思います。あそこでは幾らつい立てをやろうが、周りもいろいろあるので安心できないのですよね。令和6年度にこども家庭センターの設置が、義務じゃなくて何でしたっけ、努力義務ですので、これは積極的に皆さんで協議して、ゆとりのある、そういう環境で相談できるような場所を設置していただきたいと思います。前向きにこれは動いていただきたいのですが、もう一度、市長、どのようにお考えか伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 副委員長の申されたとおり、やはりプライバシーへの配慮というのは大事だと思います。ましてやお子さんを連れながら相談に来られるということとありますので、つい立ての脇から見えるような形では安心してご相談できない部分もあるということとあります。と同時に、包括支援センターの中でも、様々な手続きをそこで一括してできるということ、私ども答弁申し上げましたような形で設置をさせていただいているわけとありますけれども、新たな設置場所も含めて、令和6年度には努力義務化されるということとありますので、そのスペースを確保することもなかなか難しい状況もありますが、副委員長のお話のとおり相談件数も増えている、悩んでいる方

が増えているということでありますので、喜多方の子育ての行政は素晴らしいと言ってもらえるような、そういう相談窓口と申しますか、そういったものを検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 菊地とも子副委員長。

○菊地とも子副委員長 市長は、もう安心して産み育てられる喜多方市を目指しているということでございますので、本当に積極的に行動に移していただきたいと思います。

次の産後ケア事業に関する質疑をいたします。

昨年はこの事業者の利用者がとても少なく、「えっ？」と思ったのですが、悩んでいる方はたくさんいるし、ちょっとゆとりのある時間が欲しいという人もたくさんいらっしゃるにもかかわらず、2件というのはとても少ないなと思ったのです。令和2年は多いのですけれども、以前、山田産婦人科さんがちゃんと産後ケアできる場所があったのですけれども、山田さんがちょっと駄目になったりしまして、喜多方市内にそういうものを受ける場所がないのですよね。やはり、その辺をしっかりと考えていただきたい、設置していただきたい。新たに作るのではなくても、どこかの施設を利用できるような、そういう考えはないのか伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援であります。国の要領では、宿泊サービスの実施は、病院、診療所、助産所の空きベッドを活用すること。24時間体制で1名以上の助産師、保健師、または看護師を担当者として配置することとなっております。

今ほど副委員長からの紹介もありましたけれども、現在、本市におきましては、人員の配置基準に対応できる施設はないところであります。新たに施設を確保するのは難しい状況にあるわけがありますけれども、妊娠から出産、産後まで、子育て世代への切れ目のない支援は大変重要であると考えておりますので、まずは現在実施をしている施設サービスや産前産後の家庭訪問事業の活用について、母子健康手帳交付や産前産後の面談時に周知をしてまいりたいと思いますし、この結果、2件の相談しかなかったというのも、もっと相談が増える、悩んでおられる方もおられるのではないかと。特に、核家族になりまして、お母さん、おばあちゃんがいらない家庭があるということで、昔はそこで、ある意味ではケアされた部分がありますので、そういった時代にもなってまいりましたので、それらの時代の流れの中で、しっかりと対応できるような検討をさせていただきたいと思っています。

○五十嵐吉也委員長 菊地とも子副委員長。

○菊地とも子副委員長 うちの娘も、こういうものを利用したのですけれども、すごくよかったと。

うちから離れてちょっとした全然環境の違う場所でできたというのはすごく安心したという声を実

際に聞きましたので、本当に周知の方法と、いずれはこういうのを利用したいという方が多かったら、やはり市内でもその施設を設けることを考えるべきだと思いますが、再度お願いいたします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 副委員長をおただしのとおり、真剣に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

矢吹哲哉委員。

○矢吹哲哉委員 アイデミきたかたの運営についてお尋ねします。

資料で利用状況等いろいろいただきました。声を聞きますと、市民の皆さんからも非常に好評だということです。市外の方も結構来ていらっしゃるということですが、基本的には今後の運営は、それぞれ指定管理にしてばばらにしていくという方針みたいですが、全体として市が直営で総合的に管理していくことが相乗効果を生む上でもやはり必要かなと私は考えました。1年間見て考えたのですが、市としては、その辺はどのように今後検討しようとしているのかお尋ねします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） ひとつくり・交流拠点複合施設の管理運営につきましては、令和3年2月に策定をいたしましたひとつくり・交流拠点複合施設（第1期施設）管理運営計画において、管理運営方針の内容を市民の皆さんや関係団体からの意見等を踏まえながら整理検討を行い、取組の方向性を明らかにしております。

その中で、市の直営期間中に、運営に要する経費や事業費の把握、また市民ニーズや事業効果等の様々なデータを収集し、将来の指定管理者による運営が効果的かつ適切に行われるよう、準備を進めることとしております。

市といたしましては、第1期施設のめごぶらざの将来的な管理運営について、本計画に基づきまして検討を行う中で、市民や利用者の皆様の声を十分お聞きしながら、事業の効果等のデータを検証し、最も効率的で効果的な管理運営ができる指定管理者の導入を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 矢吹哲哉委員。

○矢吹哲哉委員 私が言っているのは、だから初めから将来的というか、将来的というのは5年先か10年先か分かりませんが、そうするというのではなくて、基本的にはやはり市の施設ですから、市有施設で、市が財政面で責任を持ってやるわけですから、市直営でやっていく、そういうスタンスの下で進めるべきが本来の姿ではないのかと。その辺も含めて、私はやはり実際やってみて、そういう方向での利用が本当に相乗効果を生むように思いますので、ぜひ改めて指摘をしたいと思いま

す。

それで、もう一点、市民の皆さんから出ている意見は、複合施設ですからいろいろありますが、子育て支援ルームや、ここに出いていませんが相談室というのかな、相談するところもあります。ホームページでは利用者の声というのも毎月出ています。よいことだと思います。いろいろ論議しましたが、そういうことを考えれば、市民が参加した形でのアイデミきたかたの運営協議会等がやはり必要ではないのかと。まして指定管理にしたら、どうやって全体としての利用状況の改善を図っていくのかと。直接分らない、分らないというか、その現場に市の職員がいない中で、管理運営に責任を持たない中で、それぞれ指定管理者だけに任せてはいけないのではないかなと。そういう意味でも、まず運営協議会についてもぜひ検討いただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 先ほども申し上げましたように、めぐぶらざにつきましては大変大好評であります。雨の日などは、本当に駐車場が満杯になるぐらいの方々にご利用いただいております。そういった意味では、今委員のほうからお話ありましたように、何といたしますか、基本的な取組については、市の公共施設なので市で直接管理運営すべきではないかというふうなお話と同時に、この管理運営に当たっても様々な声を聞く協議会のようなものをつくったらよいのではないかというお話がありました。

ご承知のように、あそこは県の喜多方医師会で運営する准看護高等専修学校とか、子供の相談とか、様々な形で運営をされております。そういった団体の皆さんからもご意見をいただきながら今日まで進めてきたわけでありまして、当然指定管理ということになれば大きくかじを切るような形になります。ですので、基本的には、私は市が管理するよりもいわゆる委託管理したほうが、より効率的、効果的、その事業効果が上がるのではないかと考えているわけでありまして、委員おっしゃるとおり、市民の声が全く反映されない状態での運営になってしまうのではないかというふうなお話もありますので、これらの組織の形成も含めて、しっかりと今日まで、昨年の4月にオープンした以来のものも含めて、利用者の方、あるいは複合施設に入所されている様々な団体、市民の皆さん方の声をお聞きしながら、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 矢吹哲哉委員。

○矢吹哲哉委員 指定管理のよいところは、要するに民間で、企業も含めてやるということなのですが、最大の弱点は、そこでの委託料なり収入、入場料というのかな、それに制限されるわけですね。本当にこの可能性のある、ましてや幼児や子供たちも含めて相乗効果を生んでいくというときに、やはり必要ならば市全体としてどう責任を持つのかというのは、運営についても必要だと思います。指定管理ということでそれぞれに任せる、財政面も含めて、利用料の問題も多分いろいろ出てきましたけれども、やはり運営費もそれなりにかかっているわけです。その効果を生むに

は、やはり指定管理ということにこだわらないでやっていただきたい。要望しておきます。

以上です。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

後藤誠司委員。

○後藤誠司委員 私からは、鳥獣被害対策実施隊の報酬について市長に伺います。

令和4年度の見直しにより固定報酬と活動報酬に分かれましたが、鳥獣被害対策実施隊が令和3年度の61名から12名増え73名になっているのに、合計の報酬が104万6,000円減っております。議論の中で、昨年は出没数が少なかったからだという議論でありましたが、駆除実績を見ますと、令和3年度が113頭、令和4年度が111頭とそんなに変わっておりません。

また、今年の場合、山の実が不作でツキノワグマ等の出没が顕著になっております。実施隊の活動は、鳥獣被害対策にとって重要であります。

したがって報酬額の改善が必要と考えますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 鳥獣被害対策実施隊の報酬の件についてお答えをさせていただきます。

委員おただしのとおり、予算では令和3年度から比較して減額になりました。これにつきましては、審査の中で議論されたと思いますけれども、鳥獣対策実施隊との意見交換会の際に、活動への参加状況や所有する免許に差があるにもかかわらず、同様の報酬を得るのは不公平であるというふうな意見があったことから、その意見を参考にし、改正を行ったところであります。報酬額としては減額しておりますが、新たに活動の実績により報酬額に加算して支給する活動報酬を追加し、隊員の活動に見合った報酬額となるよう改正したものであります。

また、駆除報酬につきましても、イノシシ、ニホンジカの捕獲単価を増額し、隊員の活動に配慮したところでもあるわけであります。

令和4年度の報酬については、委員おただしのとおりでありますけれども、活動の報酬はその年度によつての鳥獣被害の出没や捕獲などの各種活動の回数により増減があることから、結果として令和4年度については減少となったことでありますので、これもご理解をいただきたいと思ひます。

また、報酬額につきましては、いわゆる高齢化になって実施隊の隊員の確保がなかなか難しいという状況、さらには本市においては、若い方々が実施隊に今入隊されるというふうな状況もあります。そのようなことで、やはり報酬額についても検討する必要があるのではないかなと思ひておりまして、今後の報酬額につきましては、活動の状況に見合った報酬額の内容となることを基本として、これまでどおりの実施隊の意見を十分踏まえながら、鳥獣被害を少なくするという行政運営に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○五十嵐吉也委員長 後藤誠司委員。

○後藤誠司委員 この点については、一般質問で高畑議員も質問いたしました、実施隊と話し合っ
て決めたということでございまして、その点は理解いたしまして、報酬、固定報酬と活動報酬に分
けたということについては、多く活動したことには多く報酬をとということで、公平をとすることに
つきましては、私もその点は反対ではございません。ただ、令和４年度の場合、出没が少なかった
とはいえ、かなりの額の減額となれば隊員の士気といいますか、それらにも影響するのではないで
しょうか。

例えば、報酬の中では活動報酬が４時間以上６,０００円、２時間以上４時間未満が３,０００円、２時間
未満が１,５００円という単価について、これらについても、隊員と話し合っ
て見直すとい
いますか、
それらも必要ではないで
しょうか。

また、固定費も１人当たり３万円程度ですか、下がっているわけであり
ますが、これについても
多少どうなのかなという
気もします
ので、これらも４年、５年と経っているわけ
ですので、それら
についても話し合っ
ていただきたい
と思います。

また、先ほどは話し
ませんでしたが、市長から駆除報酬が令和４年度はイノシシとニホンジカが
単価を上げたということ
であります
が、ツキノワグマが１万円のま
まであります。ツキノワグマの
場合、大きいので処分も大変だし、人を頼んだりしてもやっているとい
うようなこと
でござ
います
ので、この点についても値上げが必要ではないで
しょうか。その点、再度伺
います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 委員申されましたとおり、いわゆる固定費と活動費については、十分話し合
いで決めたとい
うようなご答
弁を申し上
げました
けれども、実態につ
いても、私も調査し
ながら決裁
をさせて
いただいた
わけであ
ります
けれども、ご承知の
ように今
年になっ
て、山の
いわゆる
鳥獣の
食べる
ものが凶
作だとい
うような
状況の中
で、全く
従来とは
違ったツ
キノワグ
マの出没
とか、イ
ノシシわ
なにツキ
ノワグマ
が捕獲さ
れたとか
というふ
うな、例
年と違っ
た状況に
なっ
てきてお
ります。

ですので、やはり隊員の皆さん方が、何とい
いますか、意欲を持
って、モチベ
ーションを
持って、自
分の地域
の有害鳥
獣は我々
が守る、第
一線で守
るのだと
いうよう
な、そう
いったも
のをし
ていく
ため
には、ある
意味では
それなり
の報酬の
検討も必
要ではな
いかなと
いうふう
に十分認
識をいた
して
お
ります。令
和５年度
の実績は
まだ出
ておりま
せん
けれど
も、相当
額になる
のではな
いかなと
思
って
お
り
ま
し
て、な
おさ
ら
そ
う
い
っ
た
意
味
で、若
い
方
々
の
鳥
獣
隊
に
入
隊
し
た
い
と
言
え
る
よ
う
な、そ
う
い
っ
た
報
酬
体
制
に
つ
い
て
も
真
剣
に
検
討
し
て
ま
い
り
た
い
と
思
い
ま
す
の
で、ご
理
解
を
い
た
だ
き
た
い
と
思
い
ま
す。

○五十嵐吉也委員長 後藤誠司委員。

○後藤誠司委員 ぜひ、隊員の方と話し合っ
て、今ほど市長も言
われました
ように、意
欲を持
って若
い
方
も
で
き
る
よ
う
な、そ
う
い
う
体
系
に
し
て
ほ
し
い
と
思
い
ま
し
て、こ
れ
は
要
望
と
い
た
し
ま
す。よろ

くお願いします。

○五十嵐吉也委員長 会議の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後 1 時に会議を再開します。

午後 0 時 0 0 分 休憩

午後 0 時 5 6 分 再開

○五十嵐吉也委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

総括質疑を続行します。

他にご質疑ございませんか。

齋藤仁一委員。

○齋藤仁一委員 文教厚生常任委員会関係では 2 つ出していますけれども、1 つは、予算管理の徹底ということで先ほど市長と議論をして答弁をいただきましたので、この点は省略します。なので、1 点だけです。

洪水ハザードマップ作成ということで、昨年度は防災ハザードマップの作成業務委託料が出ていました。それで、どうなったのかというようなことでの質疑の中では、今年度、もう既に防災ハザードマップが作られて配布されているということでありました。

そこで議論をさせていただいたのは、山都町の一ノ戸川のハザードマップ、さらには高郷町の只見川沿いでは、2011 年の 7 月の豪雨災害では、西羽賀地区の水道施設はじめ、農地等々が大被害を被ったわけですが、そのような観点からしても、いわゆる只見川沿いの洪水ハザードマップも本当は必要なのではないのかというようなことを考えていました。

そこで、これは本当に市長にお願いするしかないのですけれども、市長会、国・県等へ、具体的にはこのことを早急につくっていただきたいというようなことで進めていただきたい。そのことをぜひ国・県に要望していただきたいということで、市長からの答弁をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 洪水ハザードマップの件についてでございますけれども、ご承知のように 2011 年の 7 月末に新潟・福島豪雨で 800 ミリ近い豪雨災害がございました。西会津、そして管内では、高郷地内で甚大な被害を被りました。そういった意味も含めて、昨年 8 月の豪雨災害も含めて、ハザードマップについてのおただしでありますけれども、河川の洪水の浸水想定区域は、水防法によりまして、国交大臣、国土交通大臣または都道府県知事が指定することとなっております。今、おただしのありました一ノ戸川、只見川の浸水想定区域につきましては、福島県知事が指定することとなっております。

指定の見込みにつきまして、県に尋ねてみたところ、一ノ戸川につきましては、現在県において、

浸水想定区域の調査を業者に委託し、指定、公表に向けた作業が進められているというところでありました。

市といたしましては、県の指定、公表の後、速やかに市民全体で先ほど予算化しましたハザードマップに追加しながら作業を進めてまいりたいと思います。

なお、只見川につきましては、浸水想定区域の検討対象となっておりますけれども、調査の着手時期は未定とのことでありました。早期の指定に向けて強く県に要望してまいりたいと思います。

特に、この河川につきましては、北陸地方整備局管内であります。したがって、東北整備局ではないというふうな部分がありまして、福島県と新潟県も連携しながら対応しなければならないという部分があります。

これも昨年の豪雨災害で、いわゆる山形県側の国道121号については、福島県側ではなかったのですが、山形県側の米沢川の崩落があって、国のいわゆる直轄工事に指定されて、80日という短い期間でいわゆる片側通行できたというふうな事例もございます。

こういった意味で、今異常気象が常態化してきて何が起こるか分からない、そういう状況の中で、地域住民の皆さん方がそのハザードマップを参考にしながら様々な対応・対策を今取るべきではないかなと思っておりますので、一ノ戸川については申し上げましたとおりですけれども、只見川につきましても、機会あるごとの県を通じて北陸地方整備局のほうにしっかりと伝えてまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。